

裁判所の手続案内が (ウサノピアで実施分)

予約制 に変わります

中津の裁判所からのお知らせ

現在、毎月一回（4月と8月を除く）、ウサノピアで行っている裁判所の手続案内については、令和4年5月から予約制になります。

裁判所の民事・家事の手続きを利用したいが、その方法が分からない方は、手続案内実施日(※)の3日前までに中津の裁判所にお電話してください。よろしくお願ひします。

※ 手続案内実施日（令和5年5月～令和6年3月）

令和5年	5月18日（木）	6月15日（木）	7月20日（木）
	9月14日（木）	10月19日（木）	11月16日（木）
	12月21日（木）		
令和6年	1月18日（木）	2月15日（木）	3月14日（木）

案内時間は、午前9時30分～午後3時30分です。

予約先

電話： 0979-22-2115

中津の裁判所

（大分地方裁判所中津支部・中津簡易裁判所・大分家庭裁判所中津支部）

「ウサノピアである手続案内の予約をしたい」とお伝えください。